

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	児童手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の概要	<p>父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する。</p> <p>特定個人情報を取り扱う事務</p> <p>①認定請求書の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ②現況届の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ③資格喪失届等の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ④額改定、口座変更等の各種変更届の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ⑤寄付、保育料徴収申出書の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ⑥未支払い請求書の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ⑦コロナ関連給付金</p>
③システムの名称	①子ども子育て支援システム ②共通基盤システム(庁内連携システム) ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤住民基本台帳ネットワークシステム ⑥電子申込システム ⑦コロナ関連給付金システム ⑧サービス検索・電子申請機能 ⑨申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の第26・30・87・106の項 番号法第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条・44条・53条 2. 情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二の第74・75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条・40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部 子育て給付課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎3階) 電話番号 06-6858-2221)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	I-3 法令上の根拠	右の条項を追加	・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条	事後	
平成28年6月14日	I-5-② 所属長	大岩根 哲	北村 宣雄	事後	
平成28年6月14日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月14日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	I-1-③ システムの名称	右の記載を追加	⑥電子申込システム	事前	
平成29年6月29日	I-4-② 法令上の根拠	「1. 情報提供の根拠」に右の条項を追加	番号法第19条第8号	事前	
平成29年6月29日	I-7 請求先	電話:06-6858-2653	電話:06-6858-2054	事後	
平成29年6月29日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
平成29年6月29日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
平成30年6月28日	I-8 連絡先	電話番号:06-6858-2222	電話番号:06-6858-2221	事後	
平成30年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	北村 宣雄	子育て給付課長	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	総務部 情報政策課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	評価書の様式改訂に伴い追加	事後	
令和1年6月28日	I-4-② 法令上の根拠	2. 情報照会の根拠の別表第二の主務省令に 右の条項を追加	40条の2	事後	
令和2年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第26・ 30・87の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条・44条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第26・ 30・87・106の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条・44条・53条	事後	
令和2年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日	事後	
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基 づいて個人情報保護の対策を実施するととも に、これらの実効性を確保するため情報セキュ リティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改 ざん、不正アクセス等を防止するための様々な 対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを 保管している電子計算機室を所管する情報政 策課においては、国際標準規格に準拠した「情 報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」を 構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基 づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	I-1 ②事務の概要	<p>特定個人情報を取り扱う事務</p> <p>①認定請求書の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ②現況届の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ③資格喪失届等の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ④額改定、口座変更等の各種変更届の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ⑤寄付、保育料徴収申出書の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ⑥未支払い請求書の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。</p>	<p>特定個人情報を取り扱う事務</p> <p>①認定請求書の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ②現況届の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ③資格喪失届等の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ④額改定、口座変更等の各種変更届の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ⑤寄付、保育料徴収申出書の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ⑥未支払い請求書の受理とそれに伴う審査、通知書の交付。 ⑦コロナ関連給付金</p>	事前	
令和3年6月30日	I-1 ③システムの名称	<p>①子ども子育て支援システム ②共通基盤システム(庁内連携システム) ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤住民基本台帳ネットワークシステム ⑥電子申込システム</p>	<p>①子ども子育て支援システム ②共通基盤システム(庁内連携システム) ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤住民基本台帳ネットワークシステム ⑥電子申込システム ⑦コロナ関連給付金システム</p>	事前	
令和3年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年6月30日	IV 8. 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	I-4-② 法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の第26・30・87・106の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・44条・53条 <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の第74・75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・40条の2 	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第26・30・87・106の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・44条・53条 <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第74・75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・40条の2 	事後	
令和4年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	I-1 ③システムの名称	<p>①子ども子育て支援システム</p> <p>②共通基盤システム(庁内連携システム)</p> <p>③団体内統合宛名システム</p> <p>④中間サーバー</p> <p>⑤住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>⑥電子申込システム</p> <p>⑦コロナ関連給付金システム</p>	<p>①子ども子育て支援システム</p> <p>②共通基盤システム(庁内連携システム)</p> <p>③団体内統合宛名システム</p> <p>④中間サーバー</p> <p>⑤住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>⑥電子申込システム</p> <p>⑦コロナ関連給付金システム</p> <p>⑧サービス検索・電子申請機能</p> <p>⑨申請管理システム</p>	事後	
令和5年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	